

経済と環境が調和した社会の構築に向けて  
(平成19年11月14日 関西大会)

社団法人日本産業機械工業会

わが国は戦後最長となる経済成長を続けているが、足元では成長の速度がやや減速しており、先行きをみる上で懸念材料は少なくない。海外においては、国際金融市場の混乱や原材料価格の高騰などが及ぼす影響の拡大が懸念される。また、国内では少子高齢化と人口減少、エネルギー制約、財政赤字などの構造的な問題がある。更には、地震災害や様々な事故、年金問題、地域間・業種間格差問題、地球温暖化問題など、それぞれが一層深刻さを増している。

特に、地球温暖化問題は、社会が一丸となって解決すべき大きな長期的課題である。「低炭素社会」を実現しつつ安定した経済成長を目指すことは、わが国が環境制約をも成長の糧とする「経済成長モデル」を確立させるチャンスでもあり、官民が総力を挙げ、経済と環境が調和した社会を構築していく必要がある。そのためには、生産システム、社会インフラなど国民生活のあらゆる局面をわが国の強みである「ものづくり」と「環境・省エネ」の技術力をテコに変革させていく必要がある。

政府におかれては、地球温暖化対策の実効性を法規制によって高めるのではなく、産業、民生、運輸、業務部門のそれぞれが、自主的な行動により二酸化炭素排出量を柔軟で弾力的に効率良く削減できるよう、企業の開発力を高めるための支援の充実や、環境重視・人間重視の技術革新・社会革新の推進に積極的に取り組まれることを期待する。

我々産業機械業界も、高品質で信頼のおける製品と高い技術力を供給し、わが国産業の国際競争力強化と地球環境保全に貢献し、力を尽くす所存である。同時に、法令の遵守、安全性の確立、顧客、投資家、従業員及び社会からの期待に応え社会的責任を果たし、大きな役割を担っていかなければならない。

当工業会は、関係官庁や大学及び公的研究所等の支援、協力を得て、種々の社会的要求に応え、わが国の発展に引き続き貢献していきたいと考える。

こうした認識のもと、当工業会は政策当局に対し以下の政策を提言する。

## 1．製造業の競争力強化に向けた施策

- (1) わが国がイノベーションを加速し成長力・競争力の強化を図るためには、素材、加工、組立産業が相互に緊密な関係を保ちつつ、各企業が技術力・生産力を更に高めていく必要がある。そのためには、研究開発や設備投資を促進させるべく、産官学の連携や補助金・補助事業、税制優遇措置等を一層充実させること。
- (2) 国民一人ひとりが持つ潜在力を発揮させ経済成長の底上げを図るためには、製造業の人材力の強化が重要である。政府と産業界が協力して、能力をもった人材を的確に供給し、或いは企業の人材育成を支援する体制を強化するとともに、「ものづくり」を支える技術系、理工系人材の育成・確保等を総合的に進めること。また、海外からの労働者等の受入れに際しては、受入れ国・送り出し国、企業・労働者のすべてにとって有益となるよう外国人研修・技能実習制度等の見直しを図るべきである。
- (3) 新事業の事業化や事業再編等企業経営の効率化・活性化を図る上で阻害要因となる規制の緩和、撤廃を図るとともに、政策的支援を一層充実させること（例：新事業・新技術・新エネルギーの市場導入支援、廃棄物の有効利用の推進、経済の国際化を踏まえた事業再編基準の見直し、柔軟な雇用制度の導入、等）。
- (4) 世界経済のボーダレス化が進む中、日本工業規格（JIS）と国際規格（ISO等）の整合化を進めることは、わが国の重要な国際戦略である。産官学が連携し国際規格への積極的な参加を推進し、わが国主導の国際標準を更に拡大させること。また、国際標準化活動の次世代を担う人材育成にも官民を挙げて積極的に取り組む必要がある。
- (5) わが国の法人税の実効税率は海外に比べ高い水準であり、企業の社会保険料負担も重い。今後こうした公的負担が現行のままで推移した場合、国際競争力の低下や産業の空洞化、企業価値の縮小等が懸念される。企業活力の活性化の観点から、引き下げを図るべきである。

## 2 . 地球温暖化対策、環境保全及び安全管理の促進に資する施策

- ( 1 ) 京都議定書の目標達成は、今後の企業や国民の努力如何にかかっている。官民の協力体制を一層強化するとともに、製造現場への省エネ・効率機器の導入促進や、それら技術や製品を開発・供給する製造事業者への支援等を一層強化すること。なお、炭素税等の環境税導入には改めて反対する。
- ( 2 ) わが国が提唱した「美しい星 50 ( Cool Earth 50 )」の「世界全体の排出量を現状から 2050 年までに 50%削減」を達成するには、地球規模でのグリーン化が必須である。しかし、現在までの技術の延長線上での目標達成は困難である。したがって、世界に誇る省エネ技術を持つわが国は、その実現に向け、革新的技術・製品を開発・供給し、世界をリードしていく必要がある。日本の得意技を国際社会で活かしていくためにも、企業が取り組む中・長期的かつ広範囲な先端技術の開発に対し、政府の力強い支援を要求する。
- ( 3 ) 化学物質排出抑制や資源循環等環境保全に対する税制優遇措置等の企業経営にメリットが出やすい制度の構築は、企業負担を軽減させ、環境コスト増大を要因とした生産現場の海外移転等の防止にも繋がる重要な施策であり、より一層充実させること。また、リサイクル事業や関連製品の生産についてのインセンティブ付与や政府調達の優先等の適用範囲を拡大させ、地球環境に優しい製品の普及・促進に努めること。
- ( 4 ) 安全・安心社会の実現に向け安全な機械を普及させるために、機械安全の国際標準の策定作業を推進するとともに、機械安全標準の普及に努めること。また、安全強化に寄与する各種投資には税制上優遇措置等の支援策を講じること。

## 3 . 海外事業活動の促進・支援に関する施策

- ( 1 ) 世界各国、とりわけ高成長が続くアジア諸国の経済活力をわが国の経済成長に繋げるため、EPA・FTA 締結を加速させるとともに、資源や市場の確保、産業・物流インフラ整備等を戦略的に進めること。

- ( 2 ) 知的財産政策の強化は、世界最先端の知財立国を実現するために大変重要である。特許審査の迅速化、効率化を推進するとともに、世界各国との制度調和による「世界特許システム」を早期実現し、わが国企業の国際展開、海外特許取得の支援を拡充すること。
- ( 3 ) 中国や新興国への技術流出・模倣品問題は益々大きくなっており、環境保全技術等の支援・提供の妨げにもなっている。特許申請及び知的財産保護に関する情報提供や紛争処理における支援をより強化するとともに、「模倣品・海賊版拡散防止条約」の早期実現に向け、当該国との協議を進めること。
- ( 4 ) 租税条約の締結国の拡大に努めるとともに、輸入国側による高関税や数量制限、或いは特殊な規格への適合要求といった非関税障壁の撤廃に向け早急に対処すること。また、原産地証明については、認証輸出者証明制度の導入等、申請企業がニーズに応じて証明方法を選択できるように、政府間の協議を進めること。

#### 4 . 経済発展基盤の整備

- ( 1 ) わが国経済を更に発展させるためには「安全で活力ある社会」を構築することが重要である。環境保全や防災等の社会基盤整備を中心とした公共投資を継続的に行うこと。
- ( 2 ) 原油価格の高騰等エネルギー価格体系の変化がわが国経済に与える影響は非常に大きい。原子力を基幹としたエネルギーの多様化とベストミックス、エネルギー供給途絶に備えた緊急時対応制度の整備等、総合的かつ戦略的な対策を進めること。
- ( 3 ) 都市部と地方の経済格差は益々広がっているが、わが国の経済成長の維持・持続には広範囲な地域での成長が重要である。工場誘致や税制優遇等地域経済の活性化に向けた省庁横断的な施策を一層充実すること。